糸島市補助金設計書

所管課 福祉支援課

	·	
補助金名称	補助金名称 地域活動支援センター(3型)補助金	
区分	⑥国県制度事業補助	
	糸島市地域活動支援センター事業実施規程第4条 糸島市社会福祉関係団体等補助金交付規程	

【長期総合計画体系】

基本目標4_健康で安心して暮らせるまちづくり

政策3_支援を必要とする人たちへの福祉の充実

施策③ 障がい者福祉の充実

1 補助の目的

一定の基準を満たす社会福祉法人等に対して補助金を交付し、地域活動支援センター事業 をより効果的かつ効率的に実施するため。

地域活動支援センター事業は、障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は 生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の 地域生活支援の促進を図ることを目的とする。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく地域生活支援事業の必須事業であり、市が実施主体の事業で ある。

2	成里塢煙	
_	ル末田伝	

指標①	地域活動支援センター	利用者数(単年度)		
目標値①	25	(単位)	人	
i				
i				
Ì				
1				

3 補助対象事業·補助対象者 【補助対象事業】

○基礎的事業(利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を 実施)

【補助対象者】

糸島市地域活動支援センターⅢ型(いとしま工芸、NPO法人みらい)

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

- ○基礎的事業:創作的活動、生産的活動等に要する費用
- (原材料費、作業用消耗品、車両燃料費等、事務員人件費等)
- 〇機能強化事業:センターに配置する指導員人件費

5 補助率·補助限度額、積算根拠

又は 分の

【積算根拠ほか】

基礎的事業:補助率100%(全額、交付税措置により市費負担なし)

機能強化事業:国 750,000円*2事業所=1,500,000円

県 375,000円*2事業所=750,000円

市 375,000円*2事業所=750,000円

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 年度 まで